

地域手当の在り方の見直しを求める意見書

地域手当は、地域における民間の賃金水準や物価等の経済事情を考慮して定められるものであり、平成26年人事院勧告に基づき、平成27年度から級地区分や支給割合が見直されている。

しかしながら、地域手当の支給割合は、「賃金構造基本統計調査」の賃金指数により算定された指定基準に基づき、基礎自治体単位で決定されることから、結果として隣接する自治体間において大きな差が生じている現状は、生活圏や経済圏との関係から合理性、妥当性を欠いており、不公平感が否めない状況である。

摂津市の近隣市である高槻市は15%、吹田市12%、茨木市10%に対し摂津市は6%である。

経済事情を創り出す住民の生活や雇用の圏域は、自治体ごとに形成されるものではなく、複数の自治体による広域での形成となることから、指定基準をより広域的な視点で調査・決定する必要があることは明らかである。

「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」において、様々な議論がなされたことは承知しているが、原則10年という期間に関わらず、地域手当の早期見直しを図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

摂 津 市 議 会